

防地防第3483号
22. 3. 25

北海道防衛局長
東北防衛局長 殿
南関東防衛局長
九州防衛局長

事務次官

演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第1条及び演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令第1条に規定する別に指定する区域の指定について（通達）

標記について、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第109号）第1条及び演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第111号）第1条の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第1条及び演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令第1条に規定する別に指定する区域の指定について（施本第626号（CFS）。11. 3. 19）は、廃止する。

添付書類：別紙

- 1 演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第109号）第1条に規定する別に指定する区域（以下「住宅防音区域」という。）及び演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第111号）第1条に規定する別に指定する区域（以下「移転補償区域」という。）の指定は、自衛隊等（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第1項に規定する「自衛隊等」をいう。次項において同じ。）による砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用（次項において「砲撃等火薬類の使用」という。）の頻繁な実施により生ずる音響の影響度を、当該音響の強度並びに発生の回数及び時刻等を考慮して次の式により算定した値が、住宅防音区域にあつては L_{Cden} 値81以上、移転補償区域にあつては L_{Cden} 値89以上である区域を基準として行うものとする。

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(n_2 \cdot 10^{\frac{L_{CE}}{10}} + n_3 \cdot 10^{\frac{L_{CE}+5}{10}} + (n_1 + n_4) \cdot 10^{\frac{L_{CE}+10}{10}}\right)\right\} + 18$$

- 2 前項に規定する算定式中次に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) T_0 基準化時間（1秒）
 - (2) T 1日の総秒数（86,400秒）
 - (3) L_{CE} 1日の間の自衛隊等による砲撃等火薬類の使用により生ずる音響をエネルギー平均して得た値（dB）
 - (4) n_1 午前0時直後から午前7時までの砲撃回数
 - (5) n_2 午前7時直後から午後7時までの砲撃回数
 - (6) n_3 午後7時直後から午後10時までの砲撃回数
 - (7) n_4 午後10時直後から午後12時までの砲撃回数